

# 大牟田市公立保育所整備計画

令和 8 年 3 月

大牟田市

## 目次

1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 今後の公立保育所が担うべき役割・機能等 .....	3
3. 整備計画 .....	12
3.1. 基本方針 .....	12
3.2. 整備手法 .....	12
3.3. 施設の規模 .....	13
3.4. 整備場所 .....	14
3.5. 施設の配置、構造、設備等 .....	16
3.6. 概算事業費と財源 .....	18
3.7. 事業スケジュール .....	18
4. 公立保育所の機能拡充及び整備計画の推進に向けた課題 .....	19

# 1. 計画策定の趣旨

本市の公立保育所については、昭和 23 年に歴木保育所（設置時は鳥塚保育所。昭和 51 年に現在地に移転改築）、昭和 32 年に天領保育所（設置時は諏訪保育所。昭和 58 年に現在地に移転改築）を設置し、2 園での運営を行ってきました。その後、本市の行財政改革における公共施設の見直しの中で、公立保育所の民間移譲の検討を行った結果、保育方針の変更や障害児保育に対する市民の不安が強かったことから、1 園（天領保育所）は公立保育所として残すこととし、平成 24 年 4 月に歴木保育所を民間移譲しました。

こうした中、子育てニーズ等の多様化に伴い、公立保育所に求められる役割はより重要となる一方、天領保育所は築 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、令和 5 年度より、今後の公立保育所の充実に向けた検討を進めてきました。

本計画は、令和 6 年度にこども計画策定に向けて実施した市民ニーズ調査の結果や、関係機関・団体、天領保育所の職員や利用者等への意見聴取、学識経験者や教育・福祉・保健医療等の関係者、市民公募の委員等で構成される「子ども・子育て会議」における検討等を踏まえ、今後の公立保育所の機能拡充や整備の方向性を整理し、とりまとめたものです。

## （公立保育所の充実に向けた検討経過）

時期	内容
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・先進地視察（保育所等と子育て支援機能の複合施設）</li><li>・天領保育所利用者へのアンケート調査、意見交換</li><li>・天領保育所職員との意見交換</li><li>・教育・保育施設事業者へのアンケート調査</li><li>・子ども・子育て会議において、今後の公立保育所が担うべき役割・機能について検討、意見とりまとめ</li></ul>
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・子ども・子育て会議でとりまとめられた意見を踏まえ、具体的な内容についてハード・ソフトの両面から庁内で検討</li><li>・先進地視察（地域子育て支援拠点（保育所等との複合施設・単独施設）、医療的ケア児受入施設）</li></ul>
令和 7 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・先進地視察（公立保育所と地域子育て支援拠点の複合施設、医療的ケア児受入施設）</li><li>・児童発達支援センター、児童発達支援事業所等との意見交換</li><li>・整備予定地の所有者（天領病院）との協議</li><li>・公立保育所整備計画の検討・策定</li></ul>

表1 現施設（天領保育所）の基本情報

項目	内容
建築年	昭和 58 (1983) 年 ※平成 27 年増築
構造等	平屋建て、鉄筋コンクリート造 ※増築部分は 2 階建て、鉄骨造
面積	敷地面積：1,566 m <sup>2</sup> 建築面積：563.4 m <sup>2</sup> (本体部分 491.8 m <sup>2</sup> 、増築部分 71.6 m <sup>2</sup> ) 延床面積：620.6 m <sup>2</sup> (本体部分 482.8 m <sup>2</sup> 、増築部分 137.8 m <sup>2</sup> )
定員	80 人
開所時間	7 時 15 分～18 時 15 分
休日	日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
職員数 (R7.4.1 時点)	32 人 【内訳】 所長 1 人 (事務)、副所長 1 人 (保育士)、事務 1 人 保育士 26 人 (うち非常勤 9 人)、給食調理 3 人 (うち非常勤 1 人)



図1. 現在の天領保育所の位置

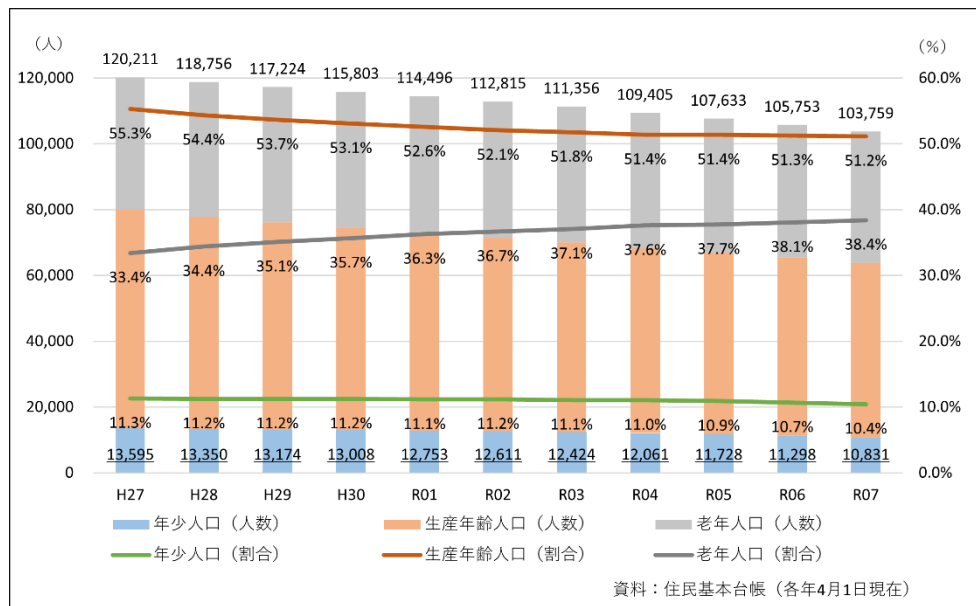
## 2. 今後の公立保育所が担うべき役割・機能等

### 2.1. 現状と課題

#### 1) 本市の状況

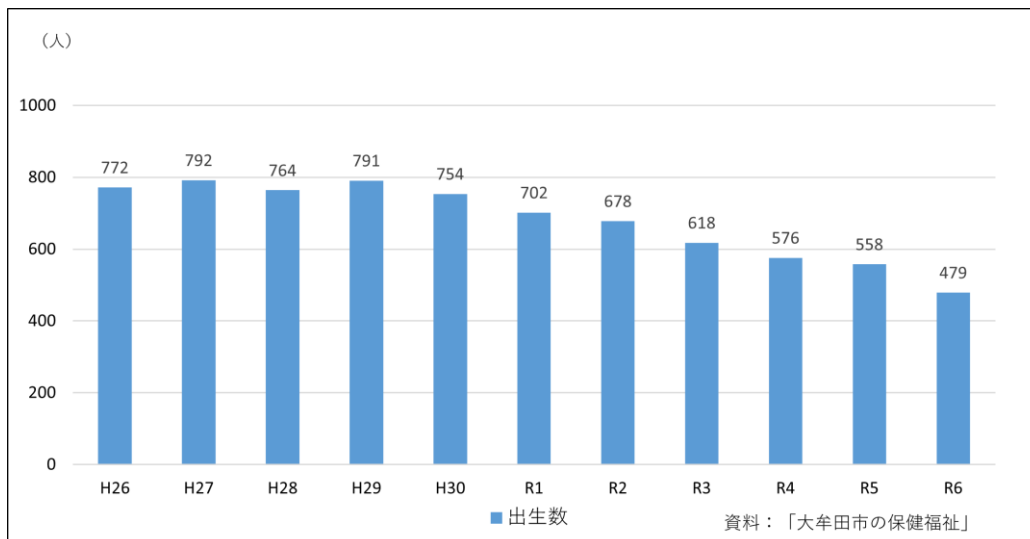
##### ①人口

本市の総人口は減少傾向にあります。また、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合が低下する一方、65歳以上の老年人口の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



##### ②出生数・出生率

本市の出生数についても減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年以降は減少率が大きくなっています。



### ③教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）の利用者数

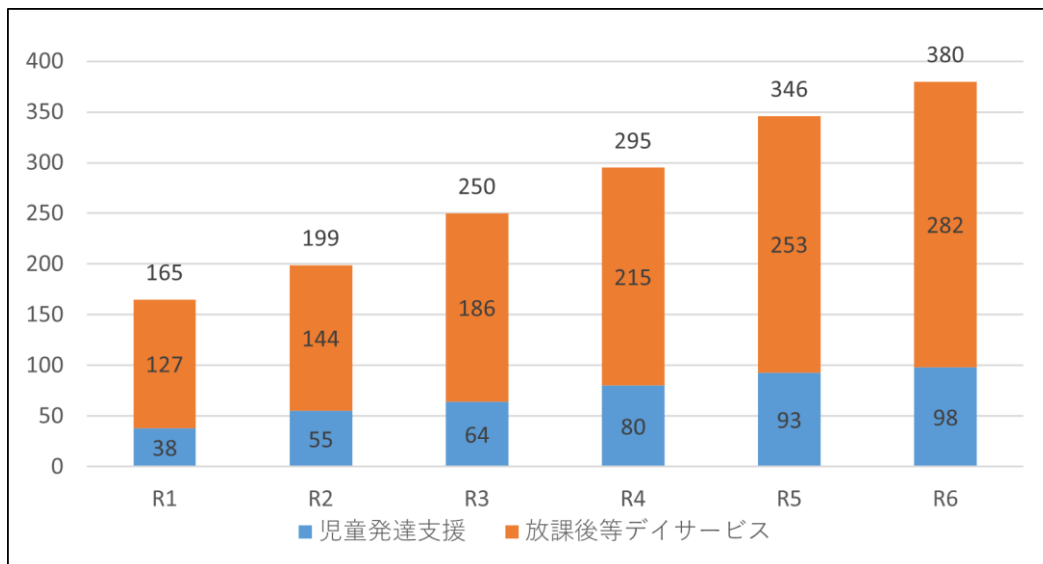
本市の教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）の利用者数は、平成27年度からの推移をたどると、1号認定（3～5歳、教育標準時間認定）は減少傾向が続いています。2号認定（3～5歳、保育認定）と3号認定（0～2歳、保育認定）については、女性の出産・子育て期の就業率の増加等に伴い増加傾向にありましたが、2号認定は令和4年度、3号認定は令和2年度をピークに減少傾向にあります。

なお、本市では利用ニーズに対応できる提供体制を確保しており、待機児童は発生していません。



### ④児童発達支援等の利用者数

児童発達支援は就学前、放課後等デイサービスは就学中の児童に対して発達支援を行うものです。児童数が減少している中で、利用者数はいずれも増加傾向にあります。



## 2) 市民ニーズ調査、関係機関・団体等への意見聴取における主な意見

今後の公立保育所が担うべき役割・機能等を検討するため、アンケート調査や意見聴取等を行いました。

### ア こども計画策定時のアンケート調査（令和6年7月）

- ①子育て中の母親は孤独を感じる事が多く、他の親子と交流や情報交換できる場があるのとならないのでは全然違う。
- ②第1子を生んだ後の不安なタイミングで大牟田市からの助産師の訪問で話を聞いてもらい、精神的にかなり助けられた。あの助産師に市を通していつでも連絡できると思ったら気持ちが楽になり、前向きになれた。
- ③えるるのつどいの広場は狭くて室内のみで飲食もできないので、0歳から1歳までしか遊べない。
- ④（言語聴覚士からの意見）支援が必要な子どもを把握して、適切な環境に導く流れが不十分と感じている。診断や支援を求める保護者と、集団保育の中でどのように対応したらよいか分からない保育士からの相談が相次いでいる。
- ⑤発達に特性がある子どもや自分の子どもが障害かと思った時に、相談に行ける大牟田市の窓口があってほしい。馴染みがない場所には相談に行きにくい。病院に行くこと自体敷居が高い。

### イ 天領保育所利用者へのアンケート調査、利用者役員との意見交換（令和5年10月）

- ①現在の保育方針や職員への支持が高く、方針は維持してほしい（要望が多かった意見）。
- ②病児保育は通い慣れた園で実施してもらえるのであればありがたいと思うが、基本は家で一緒についてあげたい気持ちが強い。
- ③各種支援機関へ保護者がいきなり相談するのは躊躇してしまうため、身近に相談できる保育士につないでもらう方がよいと感じている。
- ④老朽化や駐車場の不足など、施設面での不満は多い。移転建替となる場合は、現地から車で5分以内であれば反対する人は多くない。

### ウ 天領保育所職員へのヒアリング（令和5年11月）

- ①公立保育所が大牟田市の子育て支援の拠点となるような機能を持ち、市民や子育てに関わる方の支援にしっかり取り組んでいきたい。
- ②今後も障害児保育に取り組み、インクルーシブ保育を各施設等にも周知していきたい。
- ③医療的ケア児の受入れについては万全の体制が取れば実施していきたい。
- ④市内の教育・保育施設や子育て支援施設との連携強化を図っていきたい。

エ 市内の教育・保育施設事業者へのアンケート調査（令和5年10月）

- ①民間で受け入れるのが難しい子どもたちや、休日保育、医療的ケア児の保育など特別な配慮が必要な子どもに特化した保育所にしてほしい。
- ②配慮を要する子どもへの支援拠点など、私立保育園では難しいことを公立で引き受けてほしい。
- ③保育の質や人材育成、子育て支援活動は公立保育所としての役割が大切。
- ④職員の研修施設となればいいし、病児保育があればなおいい。
- ⑤公立保育所の枠を超えるような、今までにない子育て・親育ての拠点づくり。

オ 市内の児童発達支援センター・児童発達支援事業所・医療的ケア児コーディネーターへの意見聴取（令和7年6～9月）

- ①養護児の判定を受けた子どもに対し、加配職員が子どもの特性に応じて適切な関わりができていのかどうか重要。養護児と周りの子どもを安全に保育することだけが目的となってしまうのは、本当の意味での養護児の支援にならない。保育所等において、発達が気になる子どもへの理解や対応力の向上をさらに進めていく必要があると思う。
- ②保育士や学校の先生もティーチャーズトレーニング<sup>1</sup>を受講してほしい。
- ③保護者に対し、自分の子どもが発達に課題があることや支援が必要であることを理解してもらい、療育等にも乗り出してもらうのは中々難しい。
- ④養護児の判定を受け、加配職員がついているケースであっても、朝から晩までマンツーマンで寄り添うというのは、子どもにとってはよいかもかもしれないが、保育士の負担が重いと思う。園によっては、入園時に「発達に特性が見られる時には療育支援を受けてみるようアプローチする」とあらかじめ保護者に伝えている園もあると聞く。とてもよい取組だと思う。
- ⑤愛着障害を持つ子どもが増えてきた。端から見ると発達障害と症状が似ており混同しやすいが、発達障害は療育支援により一定の改善が見込めるのに対し、愛着障害は養育環境に原因があるため、基盤である家庭内の環境を改善しないと解決しない。
- ⑥1歳半健診や3歳児健診で子どもの発達状況を確認できる機会が設けられているものの、自分の子どもが発達に課題があると認めたくない思いから、自ら支援からすり抜けようとする保護者もいる。
- ⑦母親に余裕がないと感じることが多い。余裕がないと聞く耳を持ってもらえないため、日頃から顔を合わせて、少しずつこちらの言葉を聞いてもらえるような信頼関係を築きあげていくことが重要。
- ⑧ひとり親の一人っ子という環境が一番厳しい。ずっと2人きりで他に頼る大人もおらず、どうしてよいかわからない保護者に余裕は生まれない。
- ⑨関わったケースの中で、呼吸器をつけていた医療的ケア児がおり、在宅でのケア中に保護者が保育所への入所を希望されたことがあったが、保護者が「呼吸器があるから嫌われるかもしれない」と不安に思われ、結局は入所に向けた手続きを行わなかった。こうした時に、まずは公立保育所に相談してみるといったフローがあるといいと思う。

カ 発達が気になる、または発達障害のある子の保護者等の集まる場「りりあん」参加者への意見聴取（令和7年7月）

- ①健診を受けた時に支援先を相談したが、「言語聴覚士を探してください」と言われた。自分で探さなければならないのかと感じた。
- ②支援先は色々あると感じたが、点止まりになっていて線でつながっていない。まずはここに相談すれば、というような場所が欲しい。
- ③支援先が支援事業者一覧のような形で掲載されていても、診断を受けていなくても行っているのかどうかなどが分からない。「初見OK」や「診断を受けていなくてもOK」とか、敷居を下げてもらえるような配慮があると、心理的にも行きやすくなる。
- ④りりあんのような場が継続的にあればいいなと思う。誰でもいつでも行きやすい場所があるとありがたい。

キ 子ども・子育て会議における意見（令和5年度）

- ①専門的な役割をみんなで高め合い、大牟田を3人目や4人目を産みたいというようなまちにしていく必要がある。その拠点になるのが公立保育所。
- ②公立保育所を地域の子育て支援の拠点と位置付け、様々な状況にある子どもの保護者と民間の教育・保育施設や児童発達支援事業所などの専門機関をつないで、「ここに来ればつないでくれる」というインパクトを持たせられるように、施設も人も整備していくという方向にした方がいいと思う。
- ③保護者の急な体調不良などのときに、公立保育所に子どもを預かってもらえるようなサービスがあればいいと思う。
- ④公立保育所の職員の処遇や体制についてもゆとりのある配置をして、責任ややりがいを感じて職務にあたることができるようにしてもらいたい。
- ⑤配慮を要する子どもを公立保育所で受け入れるにしても程度によっては扱いが難しい子どもはいる。専門性の高い療育機関と適切に連携してインクルーシブ保育を実践していかなければ、職員の負担が大変大きくなる。
- ⑥現行のサービスをもっと市民が知ることができる環境づくりができれば、全部の役割を公立保育所が担う必要はないと思う。

<sup>1</sup> ティーチーズトレーニング：子どもの行動変容を目的として、親が子どもの「行動」に直接介入するために、ほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す「ペアレントトレーニング」の内容を保育士や教員向けに応用したもの。実践につなげていくため、講義による知識の獲得だけでなく、ロールプレイや演習、振り返りを行う実習型である点が特徴。

### 3) 国の動き

人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換するとともに、「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保するという「保育政策の新たな方向性」が示されました（令和6年12月20日公表）。

#### <「保育政策の新たな方向性」の概要>

##### (1) 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。

- 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
- 虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

##### (2) 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。

- こども誰でも通園制度の推進
- 障害児・医療的ケア児（※）の保育所等での受入強化
- 家族への養育支援や相談支援の推進
- 地域のこどもや子育て家庭への支援の推進
- 要支援児童への対応強化 等

##### (3) 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善
- 保育DXの推進による業務改善
- 働きやすい職場環境づくり 等

#### ※医療的ケア児に対する支援

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有すること、また、保育所等の設置者は、その設置する保育所等に在籍している医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することなどが定められました。

#### 4) 課題

保育を取り巻く本市の状況や市民ニーズ、関係団体等の意見、国の動きを踏まえ、公立保育所の充実に向けた課題を整理しました。

##### ①保育の質の確保

保育士等の人材確保が厳しい状況にある中、市内の教育・保育施設を利用する子どもが健やかに成長できるための良質な保育サービスが提供できるよう、人材育成の充実に加え、事故防止等の安全対策や ICT 設備の導入等による業務効率化等により、保育サービスの質を確保していく必要があります。

##### ②配慮を要する子どもへの対応

天領保育所では、これまで、園庭開放や子育て講座など、地域の子育て支援にも積極的に取り組みつつ、様々な事情を持つ家庭の子どもを分け隔てなく受け入れてきており、近年増加傾向にある、障害児や発達が気になる子どもの保育ニーズに対しても、民間保育所での対応が困難な場合にあっても可能な限り受入を行ってきたところです。

今後、医療的ケア児の受入も求められてくる中、本市においても、これまで以上に配慮を要する子どもの受入体制の充実や関係機関との連携強化を図るとともに、保護者や教育・保育施設等への啓発や支援を進めていく必要があります。

##### ③多様化する子育て支援ニーズへの対応

保護者の就労形態の多様化や核家族化といった社会構造の変化により、地域における子育て支援のニーズも多様化しています。

本市においては、休日保育や子育て短期支援事業（トワイライトステイ、ショートステイ）等を実施しており、共働き家庭への支援や周囲に子どもを預ける場所のない家庭への支援を行うとともに、つどいの広場を開設し、子育てに係る不安感等の緩和や子どもの健やかな育ちの支援を行っています。

今後は、子育て家庭の孤立化を防ぎ、安心して出産・子育てができる環境を整えていくため、相談支援体制の充実や保護者の育児負担の軽減など、多様化する子育て支援ニーズへの対応をさらに充実させていく必要があります。

##### ④今後の保育需要の見通しを踏まえた安定的な保育体制の構築

出生数の減少により、就学前児童数が年々減少している中、0～5 歳児の受け皿である保育所・認定こども園では 3～5 歳児の定員を充足させることが困難な施設が出始めており、民間の保育所では定員数を縮減する動きが見られています。

将来的にも就学前児童数は更に減少していくことが見込まれる一方で、大規模災害などが発生した場合において、応急的な保育を確保しておくことは重要であることから、市全体における安定的な保育体制を構築する必要があります。

## 2.2. 今後の公立保育所が担うべき役割・機能等

### 1) 今後の公立保育所が担うべき役割・機能

今後の公立保育所が担うべき役割・機能について、本市における保育を取り巻く現状と課題を踏まえ、「子ども・子育て会議」において検討し、次のとおり設定しました。

#### <今後の公立保育所が担うべき役割・機能>

##### ①地域の子育て世帯と支援機関等をつなぐ子育て支援拠点

- (1) 地域子育て支援拠点事業（就学前を想定したつどいの広場）の実施
- (2) 支援が必要な子育て家庭に対する継続した支援
- (3) 療育等の専門家と保護者をつなぐ役割

##### ②配慮を要する子どもへの支援拠点（インクルーシブ保育<sup>2</sup>のリーディング施設）

- (1) 障害児や発達が気になる子どもの積極的な受入れ
- (2) 医療的ケア児の受入れを可能とするための環境や関係機関との連携体制の整備
- (3) 教育・保育施設からの相談対応・支援
- (4) 地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターを中心に、相談支援事業所や児童発達支援事業所などの支援機関との連携強化

##### ③保育の専門性を官民みんなで高めあう人材育成の支援拠点

- (1) 市内の保育士等の人材育成支援
- (2) 市内の教育・保育施設及び関係機関との連携・情報共有等の強化

### 2) 今後の重要な取組

今後の公立保育所が担うべき役割・機能を果たしていくために必要な取組・事業について検討するため、令和6年度にこども計画策定に向けて実施した就学前児童の保護者へのアンケート調査の結果や、市内の児童発達支援センター・児童発達支援事業所との意見交換、発達が気になる、または発達障害のある子の保護者等の集まる場「りりあん」参加者への意見聴取等を踏まえ、今後の重要な取組を次のとおり整理しました。

#### <今後の重要な取組>

- ①妊娠期から、子育てに対する不安や負担を相談・共有できる“つながり”をつくっておくこと。そのために、子育てに対する不安や負担を抱えている保護者が気軽に足を運べ、相談できるような場をつくること。
- ②子育ての負担やストレス、孤独感や孤立感が軽減するよう、保護者が適度に休息を取りながら余裕をもって楽しく子どもと接することができる環境をつくること。
- ③発達が気になる子どもに対し、早期把握、早期支援が重要であることを保護者や保育所等に啓発すること。
- ④保育現場において、専門的な研修の受講を促進することで障害児や発達が気になる子どもへの対応力の向上を支援すること。

<sup>2</sup> インクルーシブ保育：障害の有無や発達の違いなどにかかわらず、一人一人の個性を尊重し、共に育ち合うことを目指す保育理念。

### 3) 公立保育所が担うべき役割・機能を果たすために実施していく取組・事業

#### ①保育所機能

通常保育等に加え、医療的ケア児の受入・支援に取り組みます。

事業・取組名	区分	内容
通常保育	継続	(保育標準時間) 7時15分～18時15分 (保育短時間) 8時30分～16時30分
延長保育	継続	18時15分を超えて18時45分まで保育を実施。
障害児保育	継続	集団保育を希望する障害児や発達が気になる子どもを受け入れ、必要に応じて保育士を加配し、当該児童の特性に配慮した保育を実施。
医療的ケア児の受入・支援	新規	医療的ケア児の入所希望があった場合又は入所児童に医療的ケアが必要になった場合、保護者や主治医、関係機関等との相談・調整等を緊密に行い、安心安全な受入れ・保育に努めます。 ※医療的ケアの提供は、訪問看護ステーション等から看護師の派遣を受けるなど、外部の協力を受け実施することを前提とします。

#### ②子育て支援事業

児童の良質な成育環境の整備や保護者の子育てに係る負担軽減を図るとともに、相談支援や情報提供、支援機関へのつなぎの役割等を果たすため、新たな取組を実施します。

事業・取組名	区分	内容
園庭開放	継続	同年齢のクラスに入って、泥んこ遊びやリズム遊びを在園児と一緒に体験してもらうほか、育児相談を実施(年5回)。
休日保育	拡充	保育所等に通う市内在住の児童であって、日曜・祝日等に保護者が就労等により家庭での保育が困難な児童の保育を実施。 (実施時間) 8時00分～18時00分 ※今後、障害児の受入れができるよう人員体制の強化等を図ります。
一時預かり事業	新規	家庭での保育が一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要な場合に、就学前までの未就園児を一時的に預かる事業。 (子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業)
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	新規	子どもの良質な成育環境の整備等を目的に、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を月一定時間を上限に保育する事業。 (子ども・子育て支援法に基づく給付制度)
利用者支援事業	新規	専任職員(利用者支援専門員)を配置し、子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援に関する情報提供やサービスの利用に関する助言・支援等を行う事業。 (子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業)
地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)	新規	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業(現在はえるる1か所で実施)。 (子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業)

## 3. 整備計画

### 3.1. 基本方針

公立保育所の整備にあたっては、子どもが安心してのびのび過ごすことができるとともに、保護者にとっても職員にとっても使いやすく安全で、地域や関係機関との連携・つながりが育まれる施設となるよう、次に掲げる3つの基本方針に基づき整備を進めます。

#### (1) 安心・安全で、ぬくもりやゆとりが感じられる施設

- ・全ての利用児童が共に安心・快適に過ごせる施設
- ・防災、防犯、感染症やプライバシー対策に優れた施設
- ・子どものけがや事故防止に配慮した安全な施設
- ・木のぬくもりが感じられる温かみのある施設

#### (2) 保護者、地域、関係機関等との連携やつながりが育まれる施設

- ・利用者や地域の人が気軽に立ち寄り、相談や交流、情報交換等ができる施設
- ・講座や研修などが実施でき、関係機関との連携や人材育成が図れる施設

#### (3) 人や環境にやさしい施設

- ・ユニバーサルデザインを基本とし、あらゆる人が利用しやすい施設
- ・省エネ対策等によりライフサイクルコストやCO2排出量の低減に配慮した施設

### 3.2. 整備手法

現在の天領保育所は築40年以上が経過し、建物・設備の老朽化が進んでいることに加え、次の①、②に掲げる課題に対応していくためには、現在よりも施設の規模を拡大する必要があることから、**施設の建替えを行います。**

#### <施設整備を行うに当たってのハード面での主な課題>

##### ①現施設（天領保育所）が抱える課題

- ・雨天時や猛暑日等のための屋内運動スペース（遊戯室）の確保
- ・保護者との面談、会議・打合せ、研修等を行うためのスペースの確保
- ・駐車スペースの確保（送迎用、職員用）

##### ②今後の公立保育所が担うべき役割・機能等を果たすうえでの課題

- ・発達障害児等のカームダウン<sup>3</sup>・クールダウンや個別対応のためのスペースの確保
- ・医療的ケア等の処置を行うための場所の確保（医務室）
- ・一時預かり事業、つどいの広場等の新たな取組を行うためのスペースの確保
- ・保護者が一時的に休息（レスパイト）を取れるスペースの確保

<sup>3</sup> カームダウン：感情や緊張が高まりパニックになったときに音や光など外部からの刺激を遮断し気持ちを落ち着かせること。対して、クールダウンは体温や心拍数など身体的な興奮を冷ますことをいう。

### 3.3. 施設の規模

#### 1) 保育所の想定定員

利用者数や出生数の推移を踏まえ、**整備後の保育所の定員は 60 人程度を想定**します。

表 3-3-1 定員の設定 (単位：人)

定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
現行	10	10	15	15	15	15	80
<b>整備後 (想定)</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>60</b>

表 3-3-2 利用者数の推移 (単位：人)

	R4. 3. 1	R5. 3. 1	R6. 3. 1	R7. 3. 1	R8. 3. 1
利用者数	81(3)	80(5)	75(8)	74(9)	74(7)

※ ( ) 内の数値は障害児数 (利用者数の内数)

#### 2) 施設規模の算定

施設規模の算定を行うため、保育所の想定定員や新たに実施する取組・事業を踏まえ、各種法令や近年整備された保育施設の事例等を参考に、必要となる諸室等の面積を算定した結果、**延床面積は 1,300 m<sup>2</sup>程度、敷地面積は 2,600 m<sup>2</sup>～3,300 m<sup>2</sup>程度が必要**です。

表 3-3-3 施設の規模

室名等		面積	現施設	備考
本体施設	①保育室	約 240 m <sup>2</sup>	245.3 m <sup>2</sup>	定員を超えた受入れの必要性も考慮し、現施設と同程度を想定
	②保育室以外の諸室	約 670 m <sup>2</sup>	181.0 m <sup>2</sup>	遊戯室、つどいの広場、一時預かり等のスペースの増を想定
	③倉庫・収納	約 90 m <sup>2</sup>	55.6 m <sup>2</sup>	(①+②) の 1 割程度を想定
	④共用部 (通路等)	約 300 m <sup>2</sup>	138.7 m <sup>2</sup>	(①+②+③) の 3 割程度を想定
	合計 (延床面積)	約 1,300 m <sup>2</sup>	620.6 m <sup>2</sup>	
屋外施設	園庭	約 600 m <sup>2</sup>	約 500 m <sup>2</sup>	つどいの広場での利用も想定
	駐車場	約 1,100 m <sup>2</sup>	約 180 m <sup>2</sup>	敷地内に職員用も含めて整備 (利用者・職員合わせて 45 台分程度)
	合計	約 1,700 m <sup>2</sup>	約 680 m <sup>2</sup>	

※面積は現段階における目安であり、設計段階において変更となる可能性があります。

<必要となる敷地面積の算定>

(本体施設 約 1,300 m<sup>2</sup> + 屋外施設 約 1,700 m<sup>2</sup>) × 1.1 = 3,300 m<sup>2</sup>

※通路等の外構部分を本体施設及び屋外施設の 1 割程度と想定し算定

※2 階建て (総 2 階) とする場合は本体施設の面積を約 1/2 で算定し、2,600 m<sup>2</sup>程度を想定

### 3.4. 整備場所

#### 1) 整備場所の選定の考え方

施設の建替えを行う整備場所について、市有地の活用を基本に検討した結果、下記に示す優位性から、**必要な敷地が確保できるのであれば現在地が望ましい**と判断しました。

##### <現在地の優位性>

- 現在の場所で 40 年以上運営を続けており、地域の小中学校や公民館との交流を図るなど、地域に根差した保育所運営を行っていること。
- 行事やイベントの際に来場者用の駐車スペースとして天領病院の駐車場を借用させていただくなど、施設運営に当たって近隣施設の協力が得られていること。
- 道路を挟んで向かい側に天領病院、車で約 5 分の距離に大牟田市立病院があり、児童のけがや体調不良、緊急時にも迅速に対応できる環境が整っていること。
- 市内の保育所は地理的なバランスを考慮し、概ね小学校区に 1~2 か所ずつ立地しており、移転する場合、近隣の民間保育所の経営に大きな影響を与える可能性があること。

#### 2) 建設予定地

現在の天領保育所の敷地は 1,566 m<sup>2</sup>であり、必要とする規模に対し、1,000~1,500 m<sup>2</sup>程度不足することから、東側隣接地の所有者である大牟田天領病院との間で、土地の取得及び入れ替えを行い、図 3-4-3 のとおり、**建設予定地は現在の敷地の一部と東側隣接地を合わせた区域（約 2,750 m<sup>2</sup>）とします。**

※大牟田天領病院から約 1,200 m<sup>2</sup>を購入するとともに、現在の天領保育所での運営を続けながら新施設の建設が行えるよう、敷地の位置を入れ替えます。

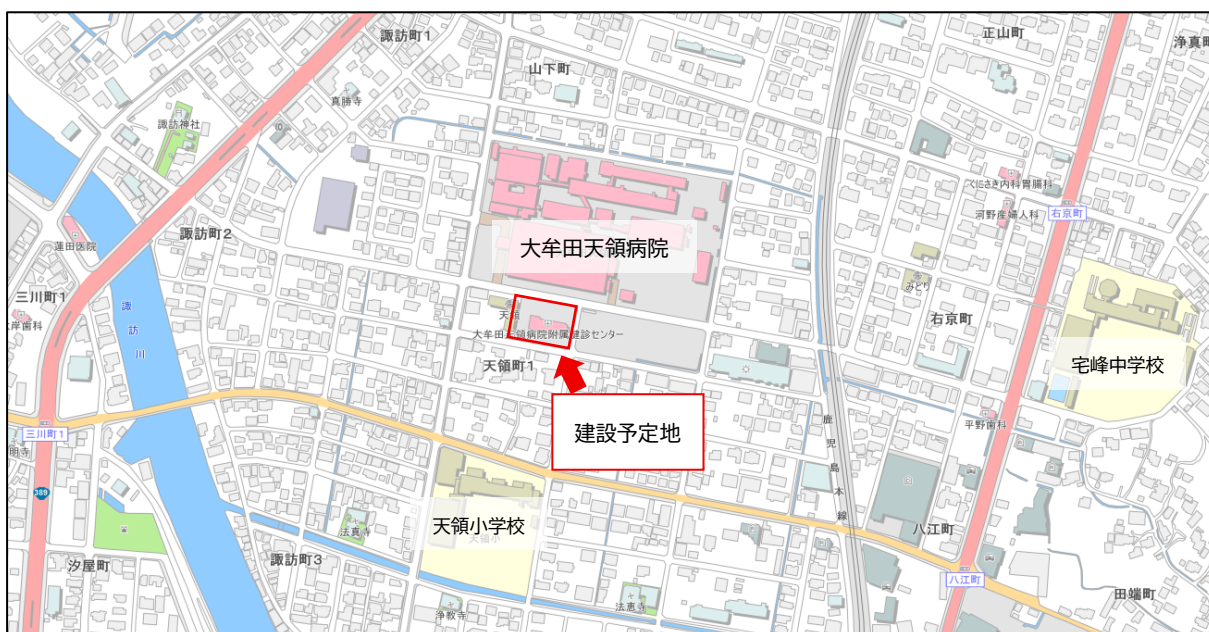


図 3-4-1. 建設予定地位置図

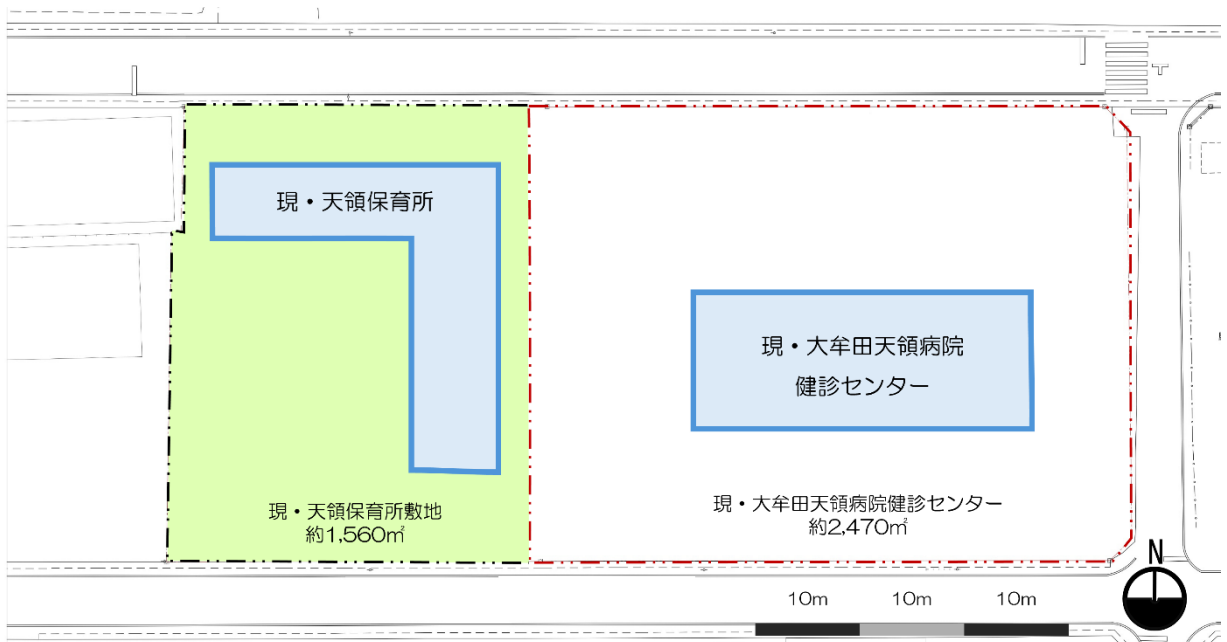


図 3-4-2. 既存敷地図

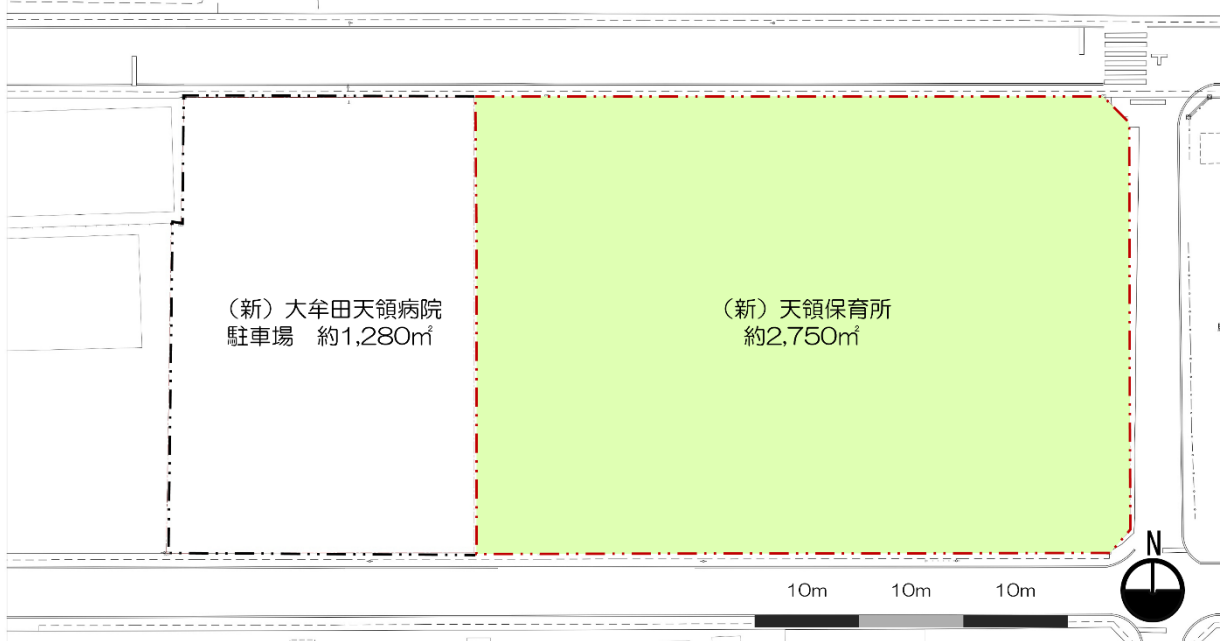


図 3-4-3. 整備後敷地図

表 3-4 建設予定地の概要

所在地	大牟田市天領町一丁目 113-1, 113-6, 113-7, 117-3, 120
敷地面積	約 2,750 m <sup>2</sup> (832 坪)
用途地域 (建蔽率/容積率)	第 1 種住居地域 (60%/200%)
立地適正化計画上の位置付け	都市機能誘導区域、天領地区 (地区拠点)
周辺道路	北側：右京町諏訪町 2 丁目線 南側：諏訪町 2 丁目天領町 1 丁目線 東側：天領町 1 丁目 5 号線

### 3.5. 施設の配置、構造、設備等

#### 1) 施設の配置イメージ

施設の配置は、周辺環境及び敷地条件を踏まえ、子ども及び保護者が安全かつ安心して利用できることを基本とし、保育機能と子育て支援機能の円滑な連携、採光や園庭とのつながり、歩行者・車両動線、駐車場とエントランスの位置関係等に配慮します。

また、建設予定地の敷地面積では、平屋建ての場合、駐車場や園庭の面積を十分確保することが難しいことから、建物は総2階建てまたは一部2階建てとなる想定です。この場合、1階で保育所機能、2階で子育て支援事業を実施する想定とします。

なお、具体的な配置計画については設計段階において検討・決定します。

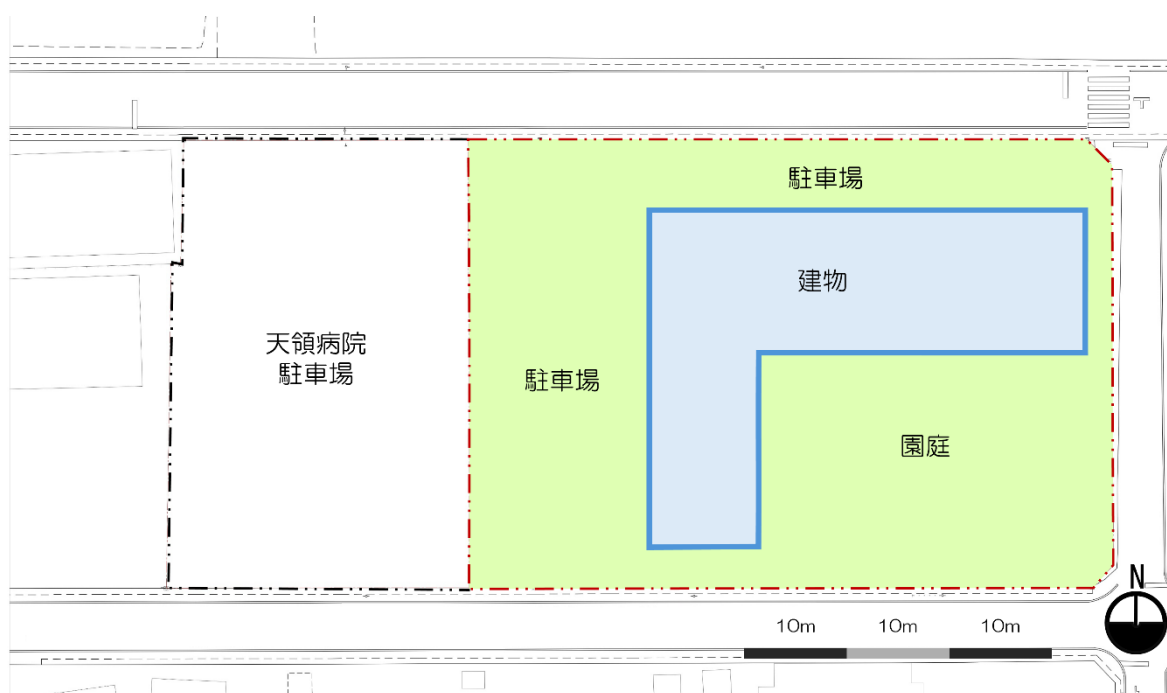


図 3-5. 配置のイメージ

#### 2) 建物の構造

構造種別には、主に木造、鉄骨造（S造）、鉄筋コンクリート造（RC造）があり、それぞれ強度や耐久性、耐用年数などに特徴があります。

構造種別の選定にあたっては、設計段階において、意匠計画、設備計画、施工性及びコストのバランスを総合的に考慮し、最適な構造種別を検討します。

なお、「官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）では、官庁施設の特性に応じた「耐震安全性の目標」（次頁の表 3-5-1）が定められており、保育所についてはⅡ類・B類・乙類の目標を達成する必要があります。

表 3-5-1 耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

### 3) 施設の設備

本施設の設備計画においては、子ども、保護者及び職員が安全・快適に過ごせる環境を確保するとともに、環境負荷の低減に配慮することを基本とします。

環境負荷の低減については、ZEB (Net Zero Energy Building) の導入、熱負荷の低減、照明・電力の省エネ、再生可能エネルギーの活用等について、設計段階において、費用対効果を総合的に評価し、検討することとします。

※ZEB…建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物。

表 3-5-2 省エネ対策の例

効果	項目	対策の例
熱負荷の低減	日射遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外テラス空間による庇・軒の設置</li> <li>・東西窓面への縦ルーバー、外付けブラインドの設置</li> </ul>
	断熱性能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部への高性能ガラスの採用</li> <li>・熱伝導率の低い外皮断熱工法の採用</li> </ul>
照明・電力の省エネ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高窓・トップライト等による昼光利用</li> <li>・昼光利用制御、人感センサー等の制御機器の導入</li> <li>・高効率給湯機器の導入</li> </ul>
再生可能エネルギー		<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルの設置</li> </ul>

### 3.6. 概算事業費と財源

#### 1) 概算事業費

想定している施設規模を踏まえ、官庁施設の設計業務等積算基準や事業者からの見積に基づき、建設コストの上昇も見込んで概算事業費を試算しました（本体工事費は鉄骨造で試算）。なお、実際の事業費は設計段階で算出します。

表 3-6 概算事業費

項目	概算事業費
測量・調査費	14,000 千円
設計費	55,000 千円
用地取得費	35,000 千円
工事費（本体、造成、外構、解体工事）	1,349,000 千円
工事監理費	13,000 千円
備品購入費等	31,000 千円
合計	1,497,000 千円

#### 2) 財源

公立保育所の施設整備については、事業費の50%が地方債（施設整備事業債）として借入可能となっており、その元利償還金（返済金）について100%（事業費補正により70%、単位費用により30%）が地方交付税措置の対象となります。そのほか、できる限り、他の地方債やふるさと納税等を活用することにより財政負担の軽減に努めます。

### 3.7. 事業スケジュール

事業スケジュールは表 3-7 に示すとおりであり、令和 8 年度に測量等の調査及び設計に着手し、令和 9 年度中に工事に着手、令和 11 年度中に新施設の完成・開所を目指します。

なお、設計・施工の発注方式は、設計・施工分離発注方式を想定していますが、基本設計の実施段階において実施設計と施工の一括発注方式（デザイン・ビルド（DB）方式）の可能性について調査・検討し、最適な発注方式を採用することとします。

表 3-7 事業スケジュール（想定）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
調査、基本・実施設計等	→			
解体・造成・建築工事等		→		
開所				秋頃開所◎
外構工事等				→

※スケジュールは、発注方式や開発に関する手続き、工法等により変動する可能性があります。

## 4. 公立保育所の機能拡充及び整備計画の推進に向けた課題

今後、公立保育所の機能拡充を実現していくため、ハード面の整備とあわせて、下記の課題について検討や対応を進めていきます。

### (1) 持続可能で安定した運営のための人材確保及び人員配置

つどいの広場や利用者支援事業等の新たな取組の実施に加え、特別な支援が必要な児童の受け皿としての役割を十分果たしていくため、保育士に加え、相談支援等の専門的な人材の確保・育成を行い、適切な人員配置を行います。

### (2) 豪雨等による災害への備え

建設予定地は、令和2年7月豪雨時、0.5～1.0mの浸水区域であったことから、土地のかさ上げ等により十分な浸水対策を行います。また、民間の保育所等が被災し保育の継続が困難となった場合に、安全かつ円滑に応急保育を行うための要件や実施方法等について検討します。

### (3) デジタル技術の活用による業務効率化・利便性向上

施設整備によるハード面での環境向上に加え、すでに導入している ICT システムを十分活用し、業務の効率化や省力化を図ることで、保育に集中できる環境や働きやすい職場づくりにつなげます。また、保護者との連絡・情報共有の効率化を図ることで、利用者の利便性の向上を図ります。

### (4) 子育て支援拠点施設としての施設名称の設定

整備後の公立保育所は、保育所機能に加え、つどいの広場や一時預かり事業等の子育て支援事業も実施する予定であり、本市の子育て支援の拠点施設となるものです。そうした拠点施設としての位置付けが市民に広く認知され、保育所の入所児童やその保護者以外にも気軽に利用してもらえるよう、子育て支援拠点施設としての施設名称を検討します（保育所としての名称は引き続き「天領保育所」とする予定）。